



国際税務会計サービス

海外にて法人設立されたお客様は、必ず海外での税務会計処理が必要となります。たとえば、アメリカに設立し現地で事業活動を行った場合には、アメリカの国家に対して Federal Income Tax の申告を、また事業活動を行う場所、たとえばニューヨーク・マンハッタンの場合にはその州にて State Income Tax の申告をしなければなりません。

日本で支店登記されたお客様は、アメリカでの税務会計処理に加えて日本でも税務会計処理を行う必要があります。日本の場合には、国税を管轄する税務署と地方税を管轄する都税事務所や市役所、府県税事務所に対して申告をしなければいけません。

日本の会社であれば、日本の税法だけを考慮して事業活動を行っていただければ問題ないのですが、海外法人の場合にはその国の税法を知る必要があります。そこで問題となるのが国際税務会計の処理に関することです。会社の規模や事業内容等に応じて、国際税務会計処理の方法・コストは変わってきます。今後グローバルに事業展開する上では、国際税務会計の処理をどの専門家に依頼するかということで事業の成否は決まるといっても過言ではないでしょう。

当社ではグローバルに展開する企業のために国際税務会計の専門家や、国際法務・国際特許の専門家をご紹介します（詳しくは当社までお問い合わせ下さい）。

国際税務会計 Q & A

- Q1 国際税務会計は海外に法人を設立した場合に必ず必要でしょうか？
必要です。日本の税法だけでは対応できませんので専門家に依頼して下さい。
- Q2 法人設立だけをお願いして、国際税務会計は自分の知り合いの専門家に依頼したいのですが、可能でしょうか？
可能です。但し会社設立後、税務上の問題が発生しても当社は一切責任を負いません。また、その後の税務会計に関するアドバイスも一切行う事はできませんのでご了解下さい。
- Q3 法人設立を自分で行いました。その後の国際税務会計の処理をリッチワールドに依頼する事は可能でしょうか？
当社の専門家サービスは、当社で会社を設立して頂いたお客様だけを対象に行っています。ただし、専門家サービスを利用するための代金を当社にお支払い頂ければ可能です。初年度5万円の入会費、1年間の利用料5万円となっておりますので、初年度10万円（税別）、次年度以降5万円（税別）にて専門家サービスを個別に有料にてご利用可能です。
尚、専門家サービスの料金に関しては専門家と個別にご相談頂く事が必要で、決して初年度10万円、次年度以降5万円にて専門家のサービスが個別に受けられるわけではありませんのでご注意下さい。
- Q4 法人設立をリッチワールドで行えば、設立後の税務会計処理のフォローは誰がやっていただけののでしょうか？
当社提携の専門家に依頼することが可能です。ただし、このサービスは有料となります。
- Q5 税務会計処理の費用はいくらぐらいでしょうか？
会社の規模や業種等によって異なりますので、個別具体的な見積りは専門家とご相談下さい。
- Q6 海外でのグローバルな事業展開を目指しています。リッチワールドで対応可能ですか？
当社提携の世界的な会計・法律事務所を利用して、経営者の方が日本にいながらにして海外の子会社・関連会社をコントロールすることが可能です。
当社では、会社設立後の税務・会計・法務・特許に関するコンサルティングを当社で設立して頂いたお客様に提供させて頂いております。